



償却資産の申告をしていますか

固定資産税には、土地と家屋以外に償却資産（事業用資産）があります。法人や個人で町内で事業を行っているかたは地方

税法第383条の規定に基づき資産の増減に関わらず、毎年1月中に償却資産の申告が必要です。

償却資産の対象となるもの（例）		
農業・畜産業 農業用構築物、ビニールハウス、牛舎・堆肥舎（家屋以外）、農耕作業用車両（乗用型以外）など	漁業 漁船・エンジン（船外機）、釣り具（網）、水槽、機械設備（魚群探知機）など	自動車整備、ガソリン販売業 オートリフト、オイルチェンジャー、洗車機、溶接機、地下タンク、独立キャノピー、照明設備、ガソリン計量器、防壁など
飲食業 厨房設備、接客用家具、備品、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫など	医療・薬局・福祉 各種医療用機器（ベッド）各種キャビネットなど	小売業 商品陳列ケース、冷蔵庫・レジスター、自動販売機など
※太陽光発電 太陽光パネル・付属設備 フェンスなど	不動産貸付業 外構工事（門・塀・緑化施設） 駐輪所・駐車場・照明 門・塀・監視カメラなど	建設業 ・軽自税対象以外のブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト、ミキサー ・大型特殊自動車など
各業種共通 パソコン、コピー機、ルームエアコン、内装・内部造作等、外灯、舗装路面、看板（広告塔・案内板・ネオンサイン）、駐車場・駐輪場設備など		

※事業のために用いている太陽光設備は発電出力量や全量売電か余剰売電に関わらず償却資産の申告が必要です。ただし、個人の住宅用で家屋の屋根などに設置し余剰を売電する場合で10キロワット未満の場合は売電するための事業用資産とならないため償却資産の申告は不要です。

○申告対象にならないもの

- ・自動車税、軽自動車税の対象となる自動車
- ・無形固定資産（鉱業権、特許権、営業権、漁業権、ソフトウエアなど）
- ・耐用年数が1年未満または取得価格が10万円未満の償却資産で税務会計上固定資産として計上しないもの

・取得価格が20万円未満の償却資産を税務会計上3年間で一括償却しているもの

○申告方法

毎年1月1日時点で所有している資産（耐用年数が経過した資産も含む）や、その前年度に増加または減少した資産などについて償却資産申告書に記載し、税務課に提出してください。

前年度の資産から増減がない場合でも申告は毎年必要です。

※申告に必要な書類は税務課でも取得可能です。

○申告期間

1月6日（月）～1月31日（金）

問い合わせ先

役場税務課固定資産税係
 ☎(86)1172「直通」

「二十歳の集い」を開催

町では、将来を担う二十歳となるかたの門出を祝い、社会人としての自覚と責任を持つ機会として、平成16年4月2日から平成17年4月1日生まれのかたを対象に令和7年「二十歳の集い」を開催します。

※成年年齢引き下げに伴い、成人式のありかたについてアンケート調査をもとに検討し、令和5年から20歳のかたを対象に「二十歳の集い」として開催しています。

町では、将来を担う二十歳となるかたの門出を祝い、社会人としての自覚と責任を持つ機会として、平成16年4月2日から平成17年4月1日生まれのかたを対象に令和7年「二十歳の集い」を開催します。

問い合わせ先

町教育委員会社会教育課
 ☎(88)6500「直通」



令和6年「二十歳の集い」

○日時
 令和7年1月4日（土）
 午後1時30分～

○場所
 長島町文化ホール

○対象者
 ・10月1日現在町内に住民票があるかた
 ・町内の小学校または中学校を卒業し二十歳の集いへの参加を希望されるかた

○案内状
 9月下旬に該当者へ発送済